

10829001/  
基賃時発第00000000号  
平成 15 年 8 月 29 日

労働保険審査会第2合議体審査長 殿

労働基準局賃金時間課長

歩合給の平均賃金の計算基礎への算入について (回答)

平成 14 年 12 月 18 日付けをもってご依頼のありました標記の件について、下記のとおり回答いたします。

記

① 平成 10 年賃金労働時間制度総合調査により、主な賃金形態別企業割合数をみると、建設業においては、定額制（時間給、日給、月給、年俸制）を採用している企業割合は 99. 3%である一方、出来高払い制（定額制+出来高給、出来高給）を採用している企業割合は 0. 7%となっている。不動産業においては、定額制を採用している企業割合は 98. 6%、出来高給を採用している企業割合は 1. 4%となっている。

② 本件歩合給（以下、単に「歩合給」という。）を平均賃金の算定基礎に含めるか否かについては、労働基準法（以下「労基法」という。）第 12 条の規定に基づき平均賃金の算定基礎から除外する賃金に該当するか否かによって判断するものである。

平均賃金は、算定事由発生日において、労働者が現実に受け、又は受けることが確定した賃金によって算定すべきものである。本件の場合、

[Redacted text block]

、労働者が現実に受けた歩合給を労基法第 12 条第 1 項の「算定すべき事由の発生した日以前三箇月間にその労働者に対し支払われた賃金の総額」から除外することはできない。

③ 歩合給は、「営業社員給与規定」に基づいて支払われることになっており、かつ、支給事由の発生は通常業務の範囲内のものであることから、「臨時的、突発的な事由に基づいて支払われたもの」又は「支給事由が不確定であり、かつ非常に稀に発生するもの」のいずれにも該当せず、労基法第 12 条第 4 項に規定する「臨時に支払われた賃金」には該当しないものとする。

④ 「3 箇月を超える期間ごとに支払われた賃金」に該当するか否かについて

a 労基法第 12 条第 4 項に規定する「3 ヶ月を超える期間ごとに支払われる賃金」に該当するか否かの判断に当たっては、当該賃金の計算期間によって個別に判断するものである。

本件については、

[REDACTED]

と考えるのが妥当と思われ、個別の歩合給について「3 ヶ月を超える期間ごとに支払われる賃金」に該当する可能性はあるものとする。

b 「3 ヶ月を超える期間ごとに支払われる賃金」に該当するか否かについては、同種の賃金についてその支給間隔を年平均で判断するものではなく、当該賃金の計算期間によって個別に判断するものであるから、公務員の期末手当のように3月、6月、12月に支払われるものであって、計算期間がそれぞれ3ヶ月、3ヶ月、6ヶ月である場合は、3月と6月に支給されるものは「3 ヶ月を超える期間ごとに支払われる賃金」には該当せず、12月に支給されるものだけが「3 ヶ月を超える期間ごとに支払われる賃金」に該当するものである。

c 本件については、支払状況から、個別の支払ごとに「3 ヶ月を超える期間ごとに支払われる賃金」に該当するか否かを判断すべきものとする。

d 局賃金室は、「結果として支給期間が3 ヶ月を超えており、この手当については、平均賃金の算定基礎には含まれないものとする」との意見であるが、「3 ヶ月を超える期間ごとに支払われる賃金」に該当するか否かについては、当該賃金の「計算期間」によって判断するものであり、局賃金室が「平均的に支払状況をみて」判断したものとは考えられない。歩合給

は、その計算期間が3ヶ月を超えるものであると考えられ、昭和26年1月1日付け基発第169号を引照する余地はあると考えている。

e 本件について、歩合給の計算期間は、  
[redacted]  
[redacted] となるものと考えられる。

局賃金室は、平成[redacted]年[redacted]月[redacted]日から平成[redacted]年[redacted]月[redacted]日までに[redacted]に支払われた歩合給の計算期間がすべて3ヶ月を超えているとの判断をし、「結果として支給期間が3ヶ月を超えている」と判断したものと考えられる。

f 本件については、  
[redacted]  
[redacted]  
[redacted]  
[redacted]  
[redacted]  
[redacted]  
[redacted] と考  
えられ、審査官の意見は妥当であると考えている。

g 本件の歩合給の計算期間については、事業場における賃金の定めと支給実態により総合的に判断すべきであるが、  
[redacted]  
[redacted]  
[redacted]  
[redacted]は無理があるもの  
と考える。

⑤ ④の a 及び f から、「3ヶ月を超える期間ごとに支払われる賃金」に該当する可能性があるものとする。

⑥ 労基法第12条第4項においては、平均賃金の算定に当たって、算定事由の発生の時期によって平均賃金に著しい高低を生じるおそれがある等のため「3ヶ月を超える期間ごとに支払われる賃金」等は、賃金の総額には算入しないことを規定している。本件について、歩合給を平均賃金の算定に含めるかどうかについては、個別の支払状況をみて「3ヶ月を超える期間ごとに

支払われる賃金」に該当か否かを判断すべきものとする。

⑦

[REDACTED]

[REDACTED] と考えるのが妥当と思われる。

よって、平成[REDACTED]年[REDACTED]月[REDACTED]日から平成[REDACTED]年[REDACTED]月[REDACTED]日までに[REDACTED]に支払われた歩合給のうち、算定期間が3ヶ月を超えるものについては、労基法第12条第4項に規定する「3ヶ月を超える期間ごとに支払われる賃金」に該当することから、平均賃金の算定から除外することが適切であるものとする。